

3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数 ー各制度とも増加が続くー

平成15年度末の受給権者数は、厚生年金2,315万人、国共済93万人、地共済217万人、私学共済26万人、国民年金2,254万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると3,137万人である。

図表2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
		旧三共済	旧農林年金				
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1

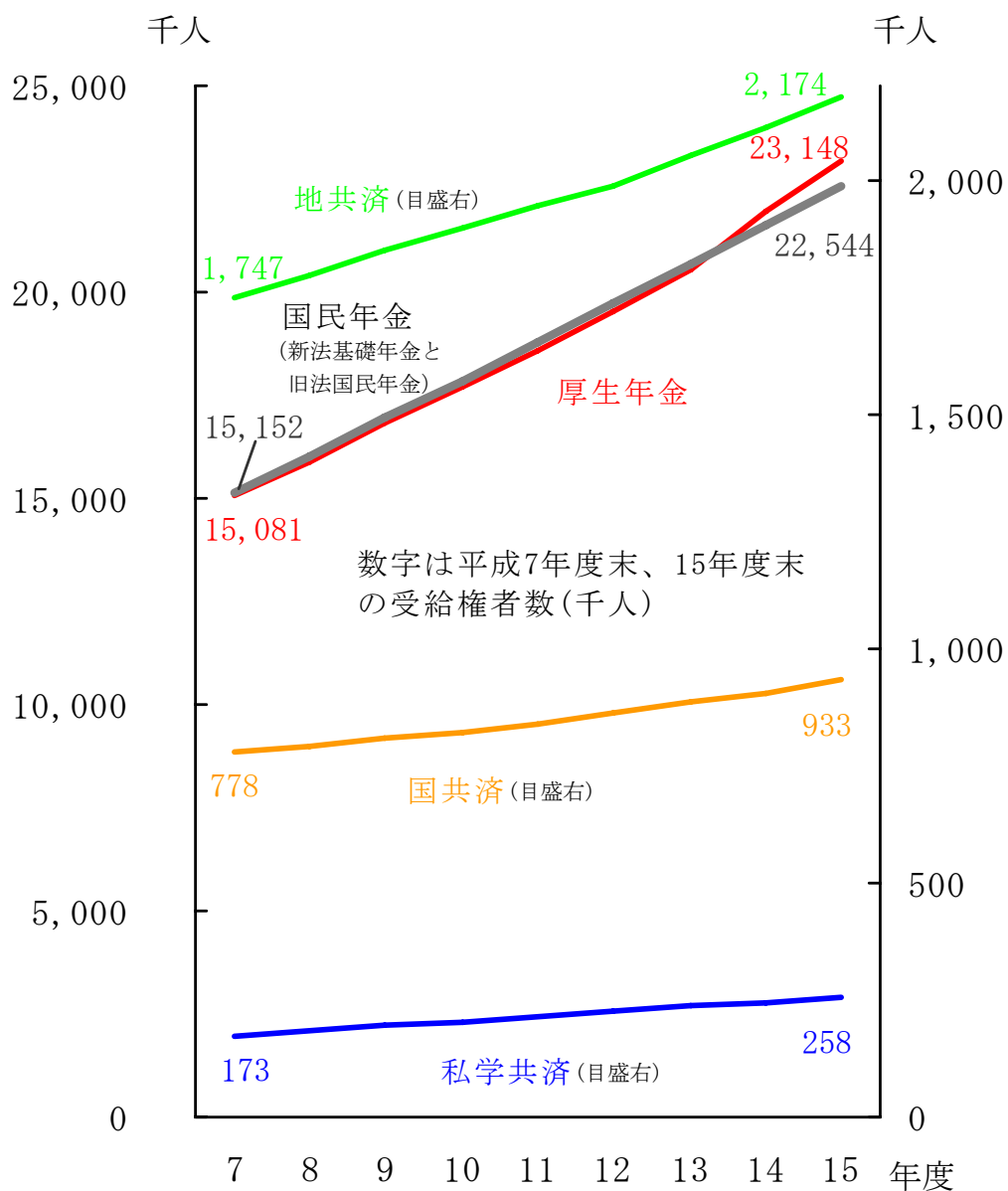
注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

受給権者数の推移をみると（図表2-3-1、2-3-2）、各制度とも増加を続けており、対前年度増加率は8年度以降で、厚生年金、私学共済、国民年金が4～6%台であるのに対し、国共済と地共済の増加率はやや低く、1～3%台となっている。15年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では厚生年金5.3%増、私学共済5.0%増、地

共済 3.1%増、国共済 2.9%増となっている。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は 4.1%増となっている。

図表 2-3-2 受給権者数の推移



(受給者数)

年金が全額支給停止^注されている者を除いた受給者数は、図表 2-3-3 のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表 2-3-3 受給者数の年次推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778	-	282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503	-	294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233	-	305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074	-	319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005	-	335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315	-	-	879	2,029	221.8	21,222
15	21,369	-	-	906	2,088	234.5	22,111
対前年度増減率(%)							
8	5.2	-	4.8	-	3.0	6.2	5.8
9	10.2	-	4.6	-	3.1	5.5	6.2
10	4.6	-	4.0	-	2.8	5.2	5.3
11	4.4	-	3.8	-	2.3	5.3	5.1
12	4.9	-	4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2	-	5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	《5.0》	-	2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2	-	-	3.0	2.9	5.7	4.2

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

(2) 年金種別別にみた状況

ア 平成 15 年度末の状況

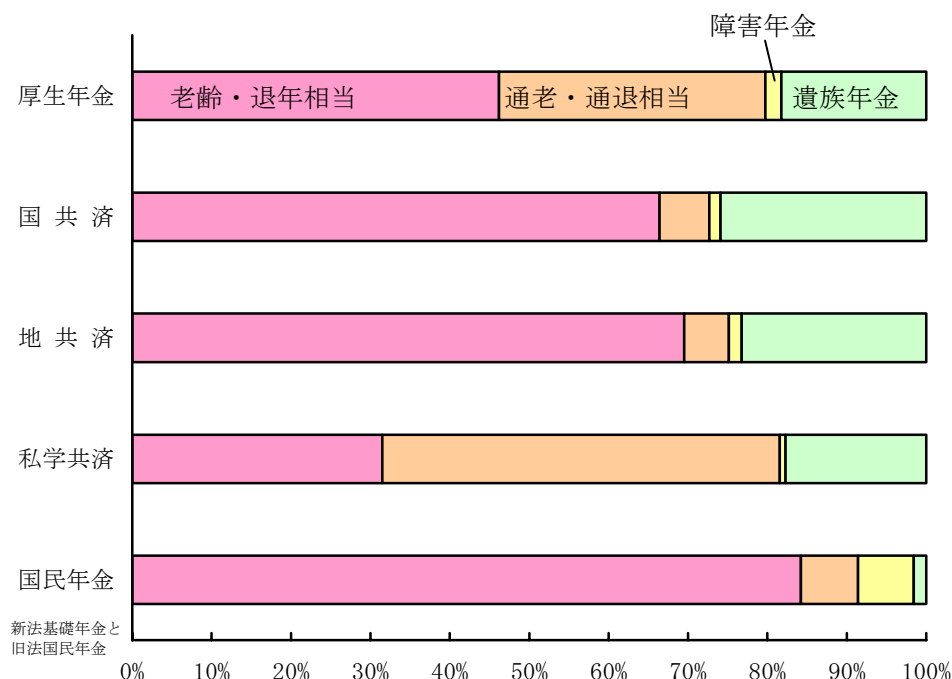
受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当^注」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当^注」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は 20 年以上）及び中高齢の特例措置（15 年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

図表 2-3-4 受給権者の年金種別別構成 —平成 15 年度末



受給権者の年金種別別構成割合は、制度によって異なるが、概ね老齢・退年相当が最も多くなっている。

この傾向は、受給者数でみても大きな違いはない（図表 2-3-4、2-3-5）。

（国民年金は遺族年金が少ない）

ただし、国民年金では遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は 1.6%であり、一方、被用者年金では最も低い私学共済でも 17.7%（厚生年金は 18.3%）ある。これは、国民年金の遺族基礎年金^注は基本的には 18 歳未満の子^注又は 18 歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18 歳未満の子とは正しくは 18 歳に到達した年度の末日までにある子又は 20 歳未満の障害等級の 1 級・2 級の障害の状態にある子のことである。

（国共済と地共済は通老・通退相当が少ない）

また、国共済と地共済にあつては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ 6.3%、5.6%でしかなく、他の被用者年金が 30%以上（厚生年金 33.6%、私学共済 50.1%）であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被

用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、国共済 418 ヶ月、地共済 413 ヶ月であり、厚生年金 374 ヶ月、私学共済 374 ヶ月に比べて長いものとなっている。

(私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当 31.5%に対し通老・通退相当が 50.1%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており、特徴的である（厚生年金は老齢・退年相当 46.2%に対し通老・通退相当 33.6%である。）。

図表 2-3-5 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 —平成 15 年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	23,148	933	2,174	258.2	22,544
老齢・退職年金	10,690	620	1,511	81.3	18,985
老齢・退年相当	7,770	58	123	129.2	1,625
通老・通退相当	463	13	35	1.9	1,580
障害年金	4,225	241	505	45.7	353
遺族年金					
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	46.2	66.4	69.5	31.5	84.2
老齢・退年相当	33.6	6.3	5.6	50.1	7.2
通老・通退相当	2.0	1.4	1.6	0.7	7.0
障害年金	18.3	25.9	23.2	17.7	1.6
遺族年金					
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	21,369	906	2,088	234.5	22,111
老齢・退職年金	10,074	604	1,467	67.3	18,890
老齢・退年相当	7,086	57	118	119.9	1,620
通老・通退相当	341	9	22	1.6	1,460
障害年金	3,868	236	481	45.6	142
遺族年金					
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	47.1	66.7	70.3	28.7	85.4
老齢・退年相当	33.2	6.3	5.7	51.2	7.3
通老・通退相当	1.6	1.0	1.0	0.7	6.6
障害年金	18.1	26.0	23.0	19.5	0.6
遺族年金					

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

イ 推移

年金種別別に受給権者数の推移をみると（図表 2-3-6）、国民年金の通老・通退相当と遺族年金以外は、各制度ともいずれの年金種別でも増加を続けている。

（老齢・退年相当 ー厚生年金、私学共済で大幅な増加ー）

老齢・退年相当について平成 15 年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では私学共済が 6.3%増、厚生年金が 5.4%増と大きく伸び、地共済は 2.7%増、国共済は 1.6%増となっている。（図表 2-3-6） また、国民年金の老齢・退年相当の受給権者（老齢基礎年金受給権者を含む）は 5.2%増であった。

国共済と地共済の老齢・退年相当は、15 年度に限らず、他制度に比べて増加ペースが遅い。これは、この 2 制度が恩給公務員期間等を通算しており、相対的に成熟の程度が高いためである。受給権者数の増加ペースが他制度よりも遅いが、年金財政の観点からは、今後、恩給公務員期間等を有する者が少なくなるとともに、財源が国・地方公共団体等が事業主として負担する追加費用から保険料にシフトしていくことに留意が必要である。

（通老・通退相当 ー私学共済以外は、老齢・退年相当よりも伸びが大きいー）

通老・通退相当の動きを老齢・退年相当と比べると、私学共済以外の被用者年金では、通老・通退相当の伸びの方が大きくなっている。15 年度の対前年度増加率は、厚生年金が 6.5%増、国共済が 18.0%増、地共済が 4.9%増と、ともに老齢・退年相当より高くなっており、特に国共済ではここ 4 年ほど二桁の伸びが続いている。一方、私学共済は、老齢・退年相当 6.3%増に対し、通老・通退相当 4.5%増となっている。なお、国民年金の通老・通退相当は、旧法の通算老齢年金受給権者であるため、年々減少している。

（障害年金）

障害年金も各制度で増加を続けている。増加率は老齢・退職年金や遺族年金に比べると国民年金以外は総じて低めであったが、平成 15 年度の対前年度増加率は、地共済が 4.5%増、私学共済が 4.9%増となり、遺族年金より高くなっている。

（遺族年金）

遺族年金は、国民年金以外の制度で増加を続けており、平成 15 年度の対前年度増加率をみると、厚生年金 3.5%増、国共済 3.3%増、地共済 3.6%増、私学共済 4.1%増となっている。

図表 2-3-6 年金種別別にみた受給権者数の推移

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	15,081	7,051	4,606	378	3,047	778	565	25	11	176
8	15,871	7,386	4,923	386	3,177	794	570	28	11	184
9	16,813	7,822	5,299	393	3,299	810	576	30	11	192
10	17,679	8,217	5,625	404	3,433	823	579	32	11	200
11	18,571	8,580	5,975	415	3,601	835	580	35	12	208
12	19,529	9,014	6,352	425	3,737	862	592	39	12	218
13	20,559	9,486	6,764	436	3,873	883	601	43	13	226
14	21,980	10,145	7,299	452	4,084	906	610	49	13	234
15	23,148	10,690	7,770	463	4,225	933	620	58	13	241
対前年度増減率（％）										
8	5.2	4.7	6.9	2.1	4.3	2.0	0.9	9.2	2.2	4.6
9	5.9	5.9	7.6	2.0	3.8	2.1	1.1	8.1	2.5	4.3
10	5.2	5.0	6.1	2.7	4.1	1.6	0.5	7.6	1.8	4.1
11	5.0	4.4	6.2	2.8	4.9	1.5	0.2	7.9	1.7	4.0
12	5.2	5.1	6.3	2.4	3.8	3.1	2.1	10.9	4.5	4.8
13	5.3	5.2	6.5	2.5	3.6	2.5	1.5	12.7	3.3	3.5
14	6.9	6.9	7.9	3.8	5.4	2.6	1.5	13.8	3.5	3.5
15	5.3	5.4	6.5	2.4	3.5	2.9	1.6	18.0	3.3	3.3
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	1,747	1,266	88	28	364	173.5	49.0	92.7	1.4	30.3
8	1,793	1,290	92	29	382	184.6	53.6	97.4	1.5	32.2
9	1,848	1,322	95	30	401	193.5	56.8	101.0	1.5	34.1
10	1,898	1,349	98	30	420	202.5	60.2	105.0	1.6	35.8
11	1,942	1,372	101	31	438	212.7	63.5	109.3	1.6	38.1
12	1,984	1,394	104	32	454	223.8	67.8	114.1	1.7	40.1
13	2,049	1,434	112	32	470	235.3	72.3	119.2	1.8	42.0
14	2,109	1,471	117	34	488	245.9	76.5	123.6	1.8	43.9
15	2,174	1,511	123	35	505	258.2	81.3	129.2	1.9	45.7
対前年度増減率（％）										
8	2.6	1.9	4.0	2.3	5.0	6.4	9.3	5.0	4.3	6.1
9	3.1	2.5	3.7	2.2	4.9	4.8	6.0	3.7	2.5	6.1
10	2.7	2.0	3.2	2.3	4.7	4.7	5.9	3.9	3.3	4.8
11	2.3	1.7	2.6	2.1	4.3	5.0	5.6	4.2	4.0	6.6
12	2.2	1.6	3.5	1.8	3.6	5.2	6.7	4.4	3.8	5.2
13	3.2	2.8	7.3	2.9	3.6	5.1	6.6	4.4	2.5	4.8
14	3.0	2.6	4.5	3.6	3.7	4.5	5.9	3.7	3.5	4.5
15	3.1	2.7	4.9	4.5	3.6	5.0	6.3	4.5	4.9	4.1
年度末	国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当							
平成	千人	千人	千人	千人	千人					
7	15,152	11,400	2,109	1,309	334					
8	16,010	12,276	2,063	1,338	332					
9	16,987	13,276	2,011	1,370	331					
10	17,871	14,186	1,952	1,402	331					
11	18,795	15,090	1,890	1,437	377					
12	19,737	16,061	1,829	1,473	373					
13	20,669	17,030	1,764	1,508	367					
14	21,653	18,053	1,697	1,543	360					
15	22,544	18,985	1,625	1,580	353					
対前年度増減率（％）										
8	5.7	7.7	△ 2.2	2.3	△ 0.5					
9	6.1	8.1	△ 2.6	2.3	△ 0.2					
10	5.2	6.9	△ 2.9	2.3	0.1					
11	5.2	6.4	△ 3.2	2.6	13.7					
12	5.0	6.4	△ 3.2	2.5	△ 0.9					
13	4.7	6.0	△ 3.5	2.3	△ 1.7					
14	4.8	6.0	△ 3.8	2.3	△ 2.1					
15	4.1	5.2	△ 4.2	2.4	△ 1.9					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。

注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

図表 2-3-7 受給権者数の年金種別別構成割合の推移

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	46.8	30.5	2.5	20.2	100.0	72.6	3.3	1.4	22.7
8	100.0	46.5	31.0	2.4	20.0	100.0	71.8	3.5	1.4	23.2
9	100.0	46.5	31.5	2.3	19.6	100.0	71.1	3.7	1.4	23.7
10	100.0	46.5	31.8	2.3	19.4	100.0	70.3	3.9	1.4	24.3
11	100.0	46.2	32.2	2.2	19.4	100.0	69.5	4.2	1.4	24.9
12	100.0	46.2	32.5	2.2	19.1	100.0	68.8	4.5	1.4	25.3
13	100.0	46.1	32.9	2.1	18.8	100.0	68.1	4.9	1.4	25.6
14	100.0	46.2	33.2	2.1	18.6	100.0	67.3	5.5	1.4	25.8
15	100.0	46.2	33.6	2.0	18.3	100.0	66.4	6.3	1.4	25.9
対前年度増減差										
8		△ 0.2	0.5	△ 0.1	△ 0.2		△ 0.8	0.2	0.0	0.6
9		△ 0.0	0.5	△ 0.1	△ 0.4		△ 0.7	0.2	0.0	0.5
10		△ 0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.2		△ 0.8	0.2	0.0	0.6
11		△ 0.3	0.4	△ 0.0	△ 0.0		△ 0.9	0.2	0.0	0.6
12		△ 0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.7	0.3	0.0	0.4
13		△ 0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.7	0.4	0.0	0.2
14		0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.8	0.5	0.0	0.2
15		0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.9	0.8	0.0	0.1
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	72.5	5.1	1.6	20.8	100.0	28.3	53.4	0.8	17.5
8	100.0	71.9	5.1	1.6	21.3	100.0	29.0	52.7	0.8	17.4
9	100.0	71.5	5.1	1.6	21.7	100.0	29.4	52.2	0.8	17.6
10	100.0	71.1	5.2	1.6	22.1	100.0	29.7	51.8	0.8	17.7
11	100.0	70.7	5.2	1.6	22.6	100.0	29.9	51.4	0.8	17.9
12	100.0	70.3	5.3	1.6	22.9	100.0	30.3	51.0	0.8	17.9
13	100.0	70.0	5.5	1.6	23.0	100.0	30.7	50.7	0.7	17.9
14	100.0	69.7	5.5	1.6	23.1	100.0	31.1	50.3	0.7	17.9
15	100.0	69.5	5.6	1.6	23.2	100.0	31.5	50.1	0.7	17.7
対前年度増減差										
8		△ 0.5	0.1	△ 0.0	0.5		0.8	△ 0.7	△ 0.0	△ 0.1
9		△ 0.4	0.0	△ 0.0	0.4		0.3	△ 0.5	△ 0.0	0.2
10		△ 0.5	0.0	△ 0.0	0.4		0.4	△ 0.4	△ 0.0	0.0
11		△ 0.4	0.0	△ 0.0	0.4		0.2	△ 0.4	△ 0.0	0.3
12		△ 0.4	0.1	△ 0.0	0.3		0.4	△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0
13		△ 0.3	0.2	△ 0.0	0.1		0.4	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.1
14		△ 0.3	0.1	0.0	0.2		0.4	△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0
15		△ 0.2	0.1	0.0	0.1		0.4	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.2
年度末	国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当							
平成	%	%	%	%	%					
7	100.0	75.2	13.9	8.6	2.2					
8	100.0	76.7	12.9	8.4	2.1					
9	100.0	78.2	11.8	8.1	1.9					
10	100.0	79.4	10.9	7.8	1.9					
11	100.0	80.3	10.1	7.6	2.0					
12	100.0	81.4	9.3	7.5	1.9					
13	100.0	82.4	8.5	7.3	1.8					
14	100.0	83.4	7.8	7.1	1.7					
15	100.0	84.2	7.2	7.0	1.6					
対前年度増減差										
8		1.4	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.1					
9		1.5	△ 1.1	△ 0.3	△ 0.1					
10		1.2	△ 0.9	△ 0.2	△ 0.1					
11		0.9	△ 0.9	△ 0.2	0.1					
12		1.1	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.1					
13		1.0	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.1					
14		1.0	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.1					
15		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。

注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(年金種別別構成割合)

受給権者数の年金種別別構成割合の推移をみると（図表 2-3-7）、私学共済と国民年金で老齢・退年相当の割合が増えているのに対し、厚生年金では通老・通退相当が、国共済と地共済では通老・通退相当及び遺族年金の割合が増えている。これらの動向には、各制度の成熟の度合いが反映されているものと考えられる。

(3) 年金総額

ア 平成 15 年度末の状況

平成 15 年度末の年金総額（受給権者の年金額の総額）は、厚生年金 24 兆 6,729 億円、国共済 1 兆 7,690 億円、地共済 4 兆 4,892 億円、私学共済 2,675 億円、国民年金 13 兆 9,433 億円（新法基礎年金と旧法国民年金）であった（図表 2-3-8）。国民年金の 13 兆 9,433 億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる 1 階部分）は含まれない。公的年金制度全体で 45 兆 1,420 億円である。これを全額支給停止されている年金を外した受給者ベースでみると 43 兆 3,802 億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。以下では、特に断らない限り、年金総額は受給権者ベースのものとする。

年金種別の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が 70～80% 台を占める。ただし私学共済は 65.7% と他制度に比べて低く、代わりに通老・通退相当が 20.9% と他制度に比べて高くなっている。また、被用者年金にあつては、概ね、遺族年金が 17～20%（私学共済のみ 12.6%）、障害年金は 2% 未満であるのに対し、国民年金は遺族年金が 1.9% と小さく、障害年金は 10.2% となっている。

なお、この傾向は、受給者ベースでみても特に変わりはない。

図表 2-3-8 年金種別別にみた年金総額 —平成 15 年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	246,729	17,690	44,892	2,675	311,987	139,433	451,420
老齢・退職年金	178,098	13,732	36,031	1,758	229,618	119,062	348,680
老齢・退年相当	178,098	13,732	36,031	1,758	229,618	119,062	348,680
通老・通退相当	22,536	258	708	559	24,061	3,522	27,582
障害年金	4,223	186	546	22	4,978	14,236	19,213
遺族年金	41,872	3,507	7,607	337	53,324	2,613	55,937
構成比	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	72.2	77.6	80.3	65.7	73.6	85.4	77.2
老齢・退年相当	72.2	77.6	80.3	65.7	73.6	85.4	77.2
通老・通退相当	9.1	1.5	1.6	20.9	7.7	2.5	6.1
障害年金	1.7	1.1	1.2	0.8	1.6	10.2	4.3
遺族年金	17.0	19.8	16.9	12.6	17.1	1.9	12.4
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	233,971	17,240	43,584	2,306	297,101	136,701	433,802
老齢・退職年金	169,643	13,410	35,197	1,438	219,688	118,585	338,273
老齢・退年相当	169,643	13,410	35,197	1,438	219,688	118,585	338,273
通老・通退相当	21,043	247	684	513	22,487	3,510	25,997
障害年金	2,999	132	362	19	3,512	13,205	16,716
遺族年金	40,287	3,443	7,341	336	51,407	1,401	52,809
構成比	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	72.5	77.8	80.8	62.4	73.9	86.7	78.0
老齢・退年相当	72.5	77.8	80.8	62.4	73.9	86.7	78.0
通老・通退相当	9.0	1.4	1.6	22.2	7.6	2.6	6.0
障害年金	1.3	0.8	0.8	0.8	1.2	9.7	3.9
遺族年金	17.2	20.0	16.8	14.6	17.3	1.0	12.2

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

イ 推移

年金総額の推移をみると（図表 2-3-9）、総じて増加を続けている。平成 15 年度の対前年度増減率をみると、被用者年金制度では私学共済が 3.4%増、厚生年金が 2.9%増、地共済が 1.0%増、国共済が 0.2%増となっている。

また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の年金総額は 15 年度で、対前年度 4.4%増であった。

（老齢・退年相当）

老齢・退年相当についてみると、平成 15 年度の対前年度増減率は、厚生年金 3.0%増、国共済 0.5%減、地共済 0.6%増、私学共済 4.3%増、国民年金 5.2%増となっている。

(遺族年金)

遺族年金の年金総額は平成15年度の対前年度増減率でみると、厚生年金2.8%増、国共済2.4%増、地共済3.1%増、私学共済3.8%増となっている。8年度以降でみると、被用者年金では、遺族年金が老齢・退年相当よりも総じて高い率で増加している。

(年金種別別構成割合)

受給権者の年金総額の年金種別別構成割合の推移をみると（図表2-3-10）、厚生年金、国共済、地共済については、総じて、老齢・退年相当の割合が減る一方で遺族年金の割合が増えているのに対し、私学共済と国民年金では老齢・退年相当の割合が増えている。

図表 2-3-9 年金種別別にみた年金総額の推移 -受給権者ベース-

年度末	厚生年金						国共済					
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金		計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当					老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当			
平成	億円	億円	億円	億円	億円		億円	億円	億円	億円	億円	
7	183,438	134,094	16,411	3,899	29,033		16,845	13,979	183	183	2,490	
8	189,722	138,338	17,056	3,904	30,423		16,935	13,935	193	181	2,615	
9	197,655	144,158	17,835	3,910	31,752		17,013	13,888	200	180	2,736	
10	207,943	151,383	18,775	4,001	33,784		17,290	13,985	210	181	2,906	
11	216,023	156,716	19,580	4,064	35,663		17,331	13,880	217	180	3,045	
12	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129		17,557	13,947	226	183	3,193	
13	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587		17,534	13,803	234	184	3,305	
14	239,806	172,892	21,965	4,225	40,724		17,656	13,794	245	185	3,424	
15	246,729	178,098	22,536	4,223	41,872		17,690	13,732	258	186	3,507	
対前年度増減率 (%)												
8	3.4	3.2	3.9	0.1	4.8		0.5	△ 0.3	5.7	△ 0.9	5.0	
9	4.2	4.2	4.6	0.1	4.4		0.5	△ 0.3	3.6	△ 0.6	4.6	
10	5.2	5.0	5.3	2.3	6.4		1.6	0.7	4.8	0.5	6.2	
11	3.9	3.5	4.3	1.6	5.6		0.2	△ 0.7	3.3	△ 0.7	4.8	
12	3.4	3.2	3.6	0.8	4.1		1.3	0.5	4.1	1.7	4.8	
13	2.2	1.7	3.0	0.8	3.9		△ 0.1	△ 1.0	3.6	0.7	3.5	
14	5.1	5.0	5.1	2.3	5.5		0.7	△ 0.1	4.7	0.8	3.6	
15	2.9	3.0	2.6	△ 0.0	2.8		0.2	△ 0.5	5.4	0.3	2.4	
年度末	地共済						私学共済					
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金		計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当					老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当			
平成	億円	億円	億円	億円	億円		億円	億円	億円	億円	億円	
7	40,053	33,686	654	534	5,180		1,922	1,193	496	19	214	
8	40,437	33,769	659	531	5,479		2,043	1,286	511	20	227	
9	41,059	34,088	662	528	5,780		2,117	1,340	516	19	241	
10	42,287	34,889	674	534	6,190		2,232	1,423	531	20	258	
11	42,901	35,165	675	536	6,526		2,327	1,489	540	21	278	
12	43,257	35,244	680	532	6,802		2,432	1,569	548	21	294	
13	43,789	35,463	702	535	7,089		2,497	1,615	551	21	309	
14	44,435	35,810	707	541	7,377		2,587	1,685	555	22	324	
15	44,892	36,031	708	546	7,607		2,675	1,758	559	22	337	
対前年度増減率 (%)												
8	1.0	0.2	0.8	△ 0.5	5.8		6.3	7.8	2.8	2.5	6.0	
9	1.5	0.9	0.5	△ 0.5	5.5		3.6	4.2	1.0	△ 2.0	6.4	
10	3.0	2.3	1.8	1.2	7.1		5.4	6.2	2.9	4.0	6.8	
11	1.5	0.8	0.1	0.2	5.4		4.3	4.7	1.7	2.2	7.6	
12	0.8	0.2	0.7	△ 0.6	4.2		4.5	5.4	1.6	2.8	5.8	
13	1.2	0.6	3.3	0.5	4.2		2.7	3.0	0.5	0.6	5.3	
14	1.5	1.0	0.8	1.1	4.1		3.6	4.3	0.8	1.9	4.8	
15	1.0	0.6	0.1	1.0	3.1		3.4	4.3	0.6	2.9	3.8	
年度末	国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金											
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金							
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当									
平成	億円	億円	億円	億円	億円							
7	79,731	61,091	4,361	11,866	2,413							
8	86,324	67,546	4,281	12,097	2,399							
9	93,767	74,846	4,185	12,344	2,391							
10	102,532	83,123	4,151	12,821	2,437							
11	110,700	90,629	4,059	13,216	2,796							
12	118,360	98,136	3,945	13,505	2,775							
13	125,830	105,494	3,821	13,782	2,733							
14	133,598	113,159	3,692	14,064	2,683							
15	139,433	119,062	3,522	14,236	2,613							
対前年度増減率 (%)												
8	8.3	10.6	△ 1.8	1.9	△ 0.6							
9	8.6	10.8	△ 2.2	2.0	△ 0.3							
10	9.3	11.1	△ 0.8	3.9	1.9							
11	8.0	9.0	△ 2.2	3.1	14.7							
12	6.9	8.3	△ 2.8	2.2	△ 0.8							
13	6.3	7.5	△ 3.1	2.1	△ 1.5							
14	6.2	7.3	△ 3.4	2.0	△ 1.8							
15	4.4	5.2	△ 4.6	1.2	△ 2.6							

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。

注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

図表 2-3-10 年金総額の年金種別別構成割合の推移 ー受給権者ベースー

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	73.1	8.9	2.1	15.8	100.0	83.0	1.1	1.1	14.8
8	100.0	72.9	9.0	2.1	16.0	100.0	82.3	1.1	1.1	15.4
9	100.0	72.9	9.0	2.0	16.1	100.0	81.6	1.2	1.1	16.1
10	100.0	72.8	9.0	1.9	16.2	100.0	80.9	1.2	1.0	16.8
11	100.0	72.5	9.1	1.9	16.5	100.0	80.1	1.3	1.0	17.6
12	100.0	72.5	9.1	1.8	16.6	100.0	79.4	1.3	1.0	18.2
13	100.0	72.1	9.2	1.8	16.9	100.0	78.7	1.3	1.0	18.9
14	100.0	72.1	9.2	1.8	17.0	100.0	78.1	1.4	1.0	19.4
15	100.0	72.2	9.1	1.7	17.0	100.0	77.6	1.5	1.1	19.8
対前年度増減差										
8		△ 0.2	0.0	△ 0.1	0.2		△ 0.7	0.1	△ 0.0	0.7
9		0.0	0.0	△ 0.1	0.0		△ 0.7	0.0	△ 0.0	0.6
10		△ 0.1	0.0	△ 0.1	0.2		△ 0.7	0.0	△ 0.0	0.7
11		△ 0.3	0.0	△ 0.0	0.3		△ 0.8	0.0	△ 0.0	0.8
12		△ 0.1	0.0	△ 0.0	0.1		△ 0.6	0.0	0.0	0.6
13		△ 0.3	0.1	△ 0.0	0.3		△ 0.7	0.0	0.0	0.7
14		△ 0.0	0.0	△ 0.0	0.1		△ 0.6	0.1	0.0	0.5
15		0.1	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.0		△ 0.5	0.1	0.0	0.4
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	84.1	1.6	1.3	12.9	100.0	62.0	25.8	1.0	11.1
8	100.0	83.5	1.6	1.3	13.5	100.0	62.9	25.0	1.0	11.1
9	100.0	83.0	1.6	1.3	14.1	100.0	63.3	24.4	0.9	11.4
10	100.0	82.5	1.6	1.3	14.6	100.0	63.7	23.8	0.9	11.6
11	100.0	82.0	1.6	1.2	15.2	100.0	64.0	23.2	0.9	11.9
12	100.0	81.5	1.6	1.2	15.7	100.0	64.5	22.5	0.9	12.1
13	100.0	81.0	1.6	1.2	16.2	100.0	64.7	22.1	0.9	12.4
14	100.0	80.6	1.6	1.2	16.6	100.0	65.2	21.5	0.8	12.5
15	100.0	80.3	1.6	1.2	16.9	100.0	65.7	20.9	0.8	12.6
対前年度増減差										
8		△ 0.6	△ 0.0	△ 0.0	0.6		0.9	△ 0.8	△ 0.0	△ 0.0
9		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5		0.4	△ 0.6	△ 0.1	0.3
10		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.6		0.4	△ 0.6	△ 0.0	0.2
11		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.6		0.2	△ 0.6	△ 0.0	0.4
12		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5		0.5	△ 0.7	△ 0.0	0.1
13		△ 0.5	0.0	△ 0.0	0.5		0.2	△ 0.5	△ 0.0	0.3
14		△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0	0.4		0.5	△ 0.6	△ 0.0	0.1
15		△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0	0.3		0.5	△ 0.6	△ 0.0	0.0
年度末	国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当							
平成	%	%	%	%	%					
7	100.0	76.6	5.5	14.9	3.0					
8	100.0	78.2	5.0	14.0	2.8					
9	100.0	79.8	4.5	13.2	2.6					
10	100.0	81.1	4.0	12.5	2.4					
11	100.0	81.9	3.7	11.9	2.5					
12	100.0	82.9	3.3	11.4	2.3					
13	100.0	83.8	3.0	11.0	2.2					
14	100.0	84.7	2.8	10.5	2.0					
15	100.0	85.4	2.5	10.2	1.9					
対前年度増減差										
8		1.6	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.2					
9		1.6	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.2					
10		1.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2					
11		0.8	△ 0.4	△ 0.6	0.1					
12		1.0	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2					
13		0.9	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2					
14		0.9	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2					
15		0.7	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。

注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当に絞って、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。平成15年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金1,069万人、国民年金1,899万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）、共済年金は国共済62万人、地共済151万人、私学共済8万人であった（図表2-3-11）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.6%、次いで地共済31.3%、厚生年金31.1%、国共済16.0%の順となっている。国民年金は58.1%である。

平均年齢は、被用者年金は各制度とも70歳前後である。一方、国民年金は73.2歳と、被用者年金に比べてやや高い。

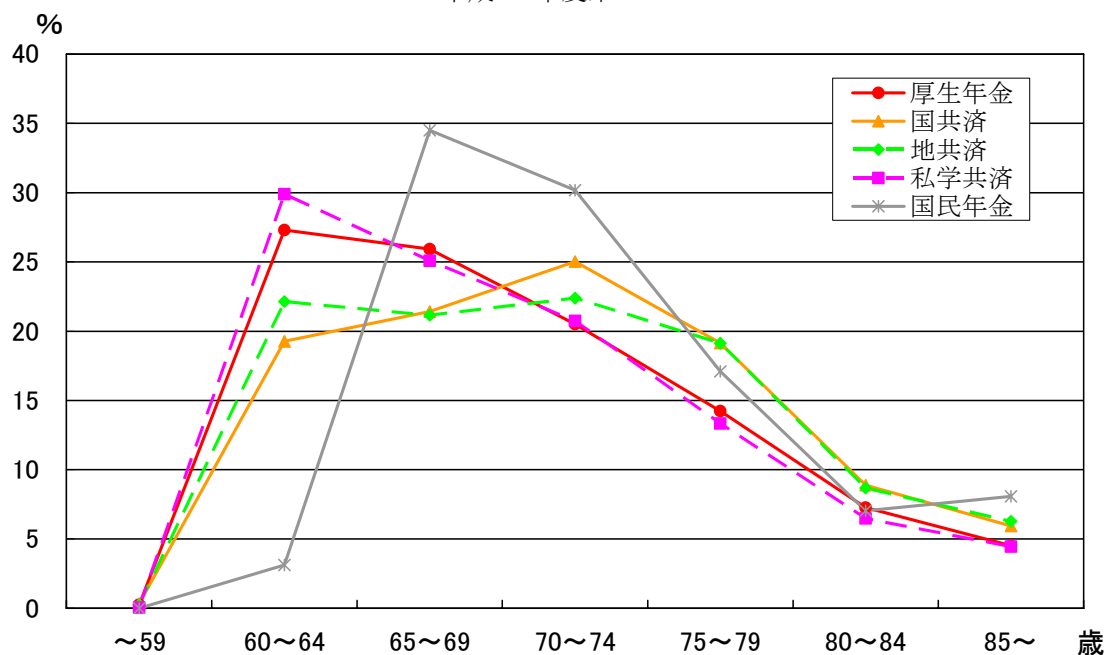
なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数22,837千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

図表2-3-11 老齢・退年相当の受給権者数、平均年齢 —平成15年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人 10,690	千人 620	千人 1,511	千人 81.3	千人 18,985	千人 22,837
男性	7,363	521	1,039	49.1	7,952	〔老齢基礎 年金等受 給権者数〕
女性	3,328	99	472	32.2	11,033	
女性割合(%)	31.1	16.0	31.3	39.6	58.1	
平均年齢 計	歳 70.5	歳 71.8	歳 71.5	歳 69.8	歳 73.2	
男性	70.3	71.6	71.5	69.1	72.0	
女性	71.1	72.3	71.6	70.7	74.0	

老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の年齢構成割合をみると（図表 2-3-12）、国共済と地共済の分布は、厚生年金と私学共済に比べ、年齢の高い方にシフトしている。

図表 2-3-12 老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の年齢構成
—平成 15 年度末—



（平均年金月額）

平均年金月額^注（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-13）、地共済が最も高く 22.8 万円、次いで国共済 21.3 万円、私学共済 21.2 万円、厚生年金 17.0 万円（厚生年金基金代行分も含む）の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、①共済年金は厚生年金に比べて報酬比例部分の給付乗率がいわゆる職域部分に相当する分高くなっていること、②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること、③男性に比べ平均年金月額が低い女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること、等に留意する必要がある。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者

・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者（65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ（報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始）が始まっている。）を除くと、地共済 23.3 万円、国共済 22.5 万円、私学共済 21.7 万円、厚生年金 17.1 万円（厚生年金基金代行分も含む）となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均 5.9 万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると 5.2 万円（表中「52,261 円」）である。

図表 2-3-13 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成 15 年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	169,696	213,447	227,775	212,121	52,261	
男性	196,352	219,376	240,332	235,904	58,189	
女性	110,717	182,326	200,152	175,886	47,988	
女(男=100)	56.4	83.1	83.3	74.6	82.5	
平均加入期間	月	月	月	月	月	
計	374	418	413	374	307	
男性	415	422	427	386	345	
女性	284	399	380	354	280	
繰上・繰下等除く平均年金月額 ^{注1} (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	171,379	224,967	232,917	216,984	57,842	5.9万円

注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。
○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。

○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。

注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

(女性の平均年金月額 —男女の差が小さい国共済、地共済—)

女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-13）、厚生年金は 11.1 万円であり男性（19.6 万円）の 56.4%とほぼ6割弱の水準であるのに対し、国共済は 18.2 万円であり男性（21.9 万円）の 83.1%の水準、地共済は 20.0 万円であり男性（24.0 万円）の 83.3%の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や1人当たり標準報酬月額 of 男女間の差が小さいためと考えられる。

（本来支給、特別支給の平均年金月額）

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生年金が支給されている。平成6年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13年度以降、その対象者が年金を受給し始めている（用語解説の図3を参照）。こうした状況を見たのが図表2-3-14である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、平成15年度末で厚生年金17.7万円、国共済22.8万円、地共済23.5万円、私学共済23.3万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65歳未満までの新法特別支給分についてみると、61～64歳では、厚生年金16.5～16.7万円、国共済20.6～21.2万円、地共済21.3～22.2万円、私学共済が18.8～20.3万円となっており、本来支給分より若干低い水準である。一方、60歳については、他の年齢に比べ平均年金月額が低くなっているが、これは、平成13年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられており、15年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）、すなわち15年度末に60歳であるこれらの者について、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることによる。なお、これらの者については、定額部分の支給開始年齢である62歳に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。（参考：15年度末に61歳・62歳の者の定額部分の支給開始年齢は61歳であり、既に定額部分も含めた年金が支給されている。）

（平均年金月額の推移）

老齢基礎年金分を含む平均年金月額の推移をみると（図表2-3-15）、被用者年金では、15年度の対前年度増減率が、厚生年金1.3%減、国共済1.2%減、地共済1.4%減、私学共済1.3%減となり、いずれも4年連続の減少となった。15年度は、年金の物価スライドが0.9%の引下げであったため、平均年金月額の減少幅を大きくしている。

一方、国民年金の平均年金月額（新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均）は増加を続けており、平成15年度は対前年度0.1%の増、52,261円となった。

老齢基礎年金分を含まない平均年金月額でみると、被用者年金では8年度以降、10年度を除き、総じて減少を続けている。

図表 2-3-14 老齢・退年相当の平均年金月額（詳細版） —平成15年度末—

男女合計			厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕			138,832 [169,696]	184,669 [213,447]	198,664 [227,775]	180,122 [212,121]
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	147,389	111,731	149,575	106,154
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	108,969 […]	127,105 [127,235]	147,156 [147,194]	126,954 [126,954]
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	165,626 […]	205,857 [205,901]	213,305 [213,348]	188,286 [188,299]
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	167,446 […]	211,822 [211,866]	220,247 [220,285]	199,254 [199,254]
		63歳	166,657	210,716	221,581	203,125
		64歳	165,125	208,176	218,757	202,875
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	117,531 [177,386]	163,981 [227,680]	170,342 [235,074]	177,731 [233,056]
		旧法部分	166,677	204,432 171,781	231,799 162,396	180,931 150,152

男性			厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕			163,383 [196,352]	189,770 [219,376]	208,244 [240,332]	201,555 [235,904]
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	168,866	117,962	181,756	110,875
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	110,445 […]	129,986 [130,125]	156,370 [156,411]	138,282 [138,282]
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	189,724 […]	212,106 [212,151]	227,295 [227,349]	206,693 [206,710]
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	192,571 […]	217,719 [217,758]	234,996 [235,043]	220,690 [220,690]
		63歳	192,780	216,128	236,029	224,949
		64歳	191,725	213,398	233,369	224,514
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	140,389 [202,514]	168,389 [232,390]	179,730 [245,471]	199,496 [256,407]
		旧法部分	204,599	211,848 174,317	246,880 191,547	211,364 159,716

女性			厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕			84,512 [110,717]	157,888 [182,326]	177,594 [200,152]	147,370 [175,886]
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	77,347	96,871	113,558	105,210
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	105,508 […]	112,610 [112,688]	128,050 [128,082]	102,438 [102,438]
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	103,119 […]	171,007 [171,054]	183,411 [183,429]	153,380 [153,380]
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	100,464 […]	177,576 [177,642]	187,472 [187,488]	158,940 [158,940]
		63歳	98,591	177,672	187,001	161,298
		64歳	96,359	175,140	184,439	163,675
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	61,976 [116,314]	138,259 [200,093]	142,588 [204,345]	140,549 [193,371]
		旧法部分	110,004	174,026 112,280	209,119 131,454	163,613 142,577

注1 []内は基礎年金額の推計値を加算した平均年金額である。なお、60歳、61歳、62歳については、定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、老齢基礎年金の一部繰上げをしている者がいる。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者

下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者
についての数値である。

図表 2-3-15 平均年金月額の推移 — 老齢・退年相当 —

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15	169,696	213,447	227,775	212,121	52,261
対前年度増減率(%)					
8	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	2.7
9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	2.5
10	1.6	1.6	1.2	1.5	3.9
11	0.7	0.4	0.4	0.4	2.5
12	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	1.7
13	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.2	1.4
14	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.7	1.2
15	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.3	0.1

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済に係る基礎年金額を含まない。
また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788
9	153,578	200,846	214,859	196,547
10	153,523	201,242	215,515	196,978
11	152,207	199,261	213,615	195,315
12	149,564	196,201	210,629	192,790
13	144,584	191,367	206,105	186,302
14	142,017	188,413	202,839	183,529
15	138,832	184,669	198,664	180,122
対前年度増減率(%)				
8	△ 1.5	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.4
9	0.0	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6
10	△ 0.0	0.2	0.3	0.2
11	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8
12	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3
13	△ 3.3	△ 2.5	△ 2.1	△ 3.4
14	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.5
15	△ 2.2	△ 2.0	△ 2.1	△ 1.9

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均加入期間 ―各制度とも伸長、特に国民年金で大きな伸び―)

平均年金月額の変動に影響を与える平均加入期間の変動をみると(図表2-3-16)、各制度とも年々伸長してきているが、特に国民年金は7年度以降でみて、7年度の241ヶ月から15年度の307ヶ月まで、年7～10ヶ月の増加となっている。この間、被用者年金は、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも、年2～4ヶ月程度の伸びである。なお、国共済と地共済の加入期間の伸びは、厚生年金などに比べて小さい。

図表2-3-16 平均加入期間の推移 ―老齢・退年相当―

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
					新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	月	月	月	月	月
7	347	410	405	353	241
8	350	410	405	355	251
9	354	411	407	357	260
10	357	412	408	360	268
11	360	414	408	362	276
12	364	413	410	366	284
13	367	416	410	368	292
14	371	417	411	371	300
15	374	418	413	374	307
対前年度増減差					
8	3	0	0	2	10
9	4	1	2	2	9
10	3	1	1	3	8
11	3	2	0	2	8
12	4	△1	2	4	8
13	3	3	0	2	8
14	4	1	1	3	8
15	3	1	2	3	7

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均年金月額の減少要因)

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくること

(給付乗率は、昭和2年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年度に応じて徐々に小さくなるように定められている。)

- ・ 15年度の減少については、年金の物価スライドが0.9%の引下げであったこと
- ・ 8、9年度、12～14年度については、年金の物価スライドが据え置きであり、平均年金月額の増加要因とならなかったこと

- ・ 13年度の減少については、13年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、13年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

（14、15年度については、当該年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）の定額部分の支給開始年齢がそれぞれ61歳、62歳となっているが、年度末に60歳の者について定額部分のない年金になっているという状況は13年度と同じであり、平均年金月額の減少要因とはなっていない。）

4 財政指標の現状及び推移

以上、財政収支上の各項目について現状と推移をみた。制度によって違いはあるものの多くの制度が保険料収入の減少、給付費の増加、受給権者数の増加といった傾向を示していた。

財政状況をよりの確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来より制度の成熟度を表す年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支状況を表す収支比率、積立て状況を表す積立比率の5つの財政指標を作成し、財政状況把握の一助としているところである。また、昨年度から、年金種別費用率を導入した。

(1) 財政指標の定義及び意味

○ 年金扶養比率

被保険者数の受給権者数（老齢・退年相当の受給権者数）に対する比である。1人の老齢・退職年金受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

年金扶養比率が大きいということは、1人の老齢・退職年金受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。

一般に年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる（溜まってくる）からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。

また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあっては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

○ 総合費用率

支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得られる額である^注。「実質的な支出－国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくてはならない支出額である。

注 具体的な算式は用語解説「実質的な支出」の項を参照のこと。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給権者数を「実質的な支出－国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える（ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。）。

さらに総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。

なお、平成15年度より、保険料の賦課が標準報酬ベースから総報酬ベースに変更となった。このため、本稿では、特に断らない限り平成14年度までは標準報酬ベース、平成15年度以降は総報酬ベースとした（独自給付費率、基礎年金費用率、年金種別費用率も同様）。また、自営業者等を対象とする国民年金については報酬概念がないことから総合費用率は作成されない。

○ 独自給付費率・基礎年金費用率

総合費用率の計算式における分子「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、基礎年金以外に関する支出（以下、独自給付に関する支出という）と基礎年金に関する支出に分けて考えてみる。

独自給付に関する支出＝実質的な支出

－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金×2/3^注

基礎年金に関する支出＝基礎年金拠出金×2/3^注

注 基礎年金拠出金を3分の2倍するのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金の3分の1が含まれているからである。

これらを、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標を、それぞれ独自給付費用率、基礎年金費用率という。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \times 2/3^{\text{注}}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金} \times 2/3^{\text{注}}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

これらは、自前で用意しなければならない費用のうち、独自給付にかかる費用、基礎年金にかかる費用を、標準報酬総額に対する比で捉えたものである。

なお、定義より

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

が成り立つ。

○ 収支比率

支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を「保険料収入＋運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

この比率が100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄っているが、100%を超えると、積立金の取り崩し等、他の方法が必要になる。

○ 積立比率

積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するか表す指標で、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。これは、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（＝実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\begin{aligned}\text{積立度合} &= \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}} \\ &= \frac{\text{(積立比率の分子)}}{\text{(積立比率の分母)} + \text{国庫・公経済負担} + \text{追加費用}}\end{aligned}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。ここでは、財政状況をみるという観点から、法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べて、どの程度積立金をもっているか、を示す積立比率で分析を行っている。

○ 年金種別費用率

年金扶養比率は、上で述べたように、人数を基準として成熟の度合を示す指標であり、その分子には「老齢・退年相当の受給権者」を用いている。しかしながら、年金制度には他にも通老・通退相当や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には含まれていない。このため、年金扶養比率を見る際に、次の各年金種別費用率も補完する指標として、あわせて評価している。

$$\begin{aligned}\text{老齢費用率} &= \frac{\text{(実質的な支出－国庫・公経済負担)のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \\ \text{障害費用率} &= \frac{\text{(実質的な支出－国庫・公経済負担)のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \\ \text{遺族費用率} &= \frac{\text{(実質的な支出－国庫・公経済負担)のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}}\end{aligned}$$

（注：拠出金は、老齢給付・障害給付・遺族給付のいずれにも含まれない）

支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」の中で、老齢給付、障害給付、遺族給付に相当する額を、標準報

酬総額に対する百分比として捉えた指標である。総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

総合費用率＝老齢費用率＋障害費用率＋遺族費用率＋その他（拠出金）の費用率

(2) 年金扶養比率 ー高い私学共済、低い国共済、地共済 各制度とも低下ー

平成15年度末の年金扶養比率は、私学共済が最も高く5.34、次いで厚生年金3.00、地共済2.09、国共済1.76の順となっている。また、国民年金については、分子に第1～3号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を持ってくると3.05である（図表2-4-1）。年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済などは成熟が進んでいる制度といえる。

図表2-4-1 年金扶養比率 ー平成15年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	32,121	1,091	3,151	434.4	69,740
老齢・退年相当	10,690	620	1,511	81.3	22,837
年金扶養比率	3.00	1.76	2.09	5.34	3.05

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

一般に年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあっては被保険者の負担が大きいことを意味する。国共済と地共済の年金扶養比率が低いのは、制度発足前の恩給公務員期間等が加入期間とみなされるので、年金扶養比率の分母が多くなっていることが一因と思われる。しかし、国共済と地共済の場合、制度発足前の恩給公務員期間等に係る分が全額事業主（国又は地方公共団体等）負担であって、保険料負担となっていないことから、他制度に比べて負担が大きいとは必ずしもいえない。

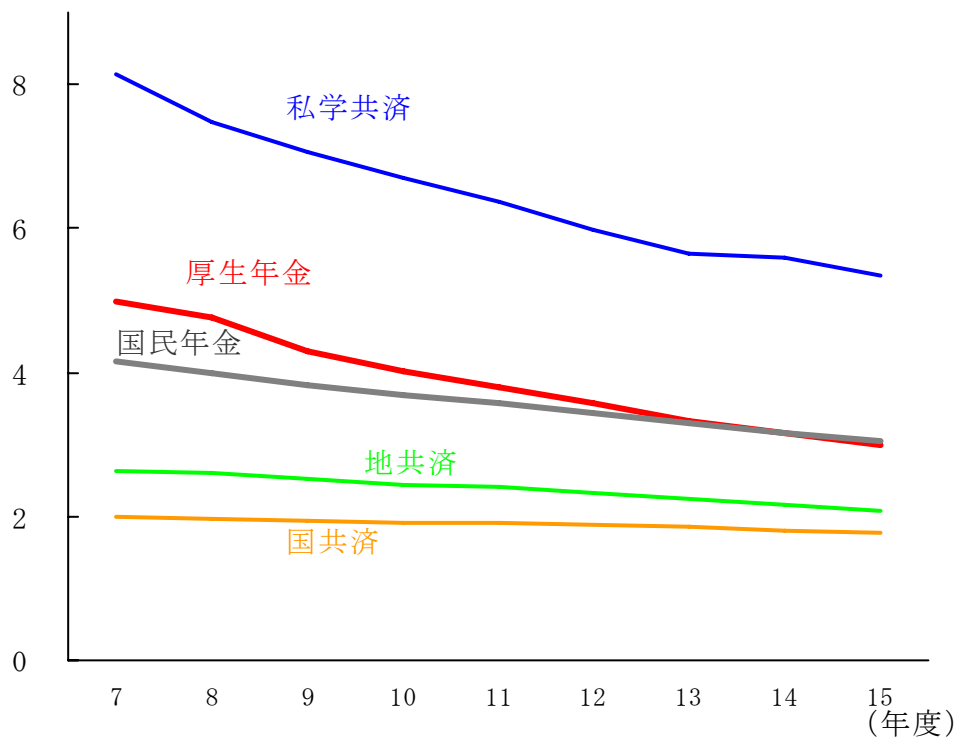
年金扶養比率の推移をみると、各制度とも低下してきている（図表2-4-2、2-4-3）。毎年の低下幅は、国共済や地共済にあっては0.1ポイント未満と小さいが、他の制度は毎年0.1ポイント以上低下してきている。厚生年金も毎年の低下幅は大きく、毎年概ね0.2～0.3ポイントずつ低下している。私学共済の低下ペースも、70歳未満まで被用者年金の被保険者となったことにより被保険者数が大きく増加した平成14年度を除き、毎年概ね0.3～0.4ポイントずつ低下している。（図表2-2-3参照）。

図表 2-4-2 年金扶養比率の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成					
7	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
8	4.76	1.97	2.59	7.47	4.00
9	4.28	1.95	2.52	7.06	3.83
10	4.01	1.92	2.45	6.70	3.69
11	3.79	1.91	2.40	6.36	3.57
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
13	3.33	1.85	2.24	5.65	3.29
14	3.17	1.81	2.16	5.60	3.16
15	3.00	1.76	2.09	5.34	3.05
対前年度増減差（ポイント）					
8	△ 0.22	△ 0.02	△ 0.05	△ 0.68	△ 0.15
9	△ 0.48	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.41	△ 0.17
10	△ 0.27	△ 0.03	△ 0.07	△ 0.36	△ 0.14
11	△ 0.22	△ 0.01	△ 0.05	△ 0.34	△ 0.12
12	△ 0.22	△ 0.02	△ 0.08	△ 0.38	△ 0.14
13	△ 0.24	△ 0.04	△ 0.08	△ 0.33	△ 0.14
14	△ 0.16	△ 0.04	△ 0.08	△ 0.05	△ 0.13
15	△ 0.17	△ 0.05	△ 0.07	△ 0.26	△ 0.11

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

図表 2-4-3 年金扶養比率の推移



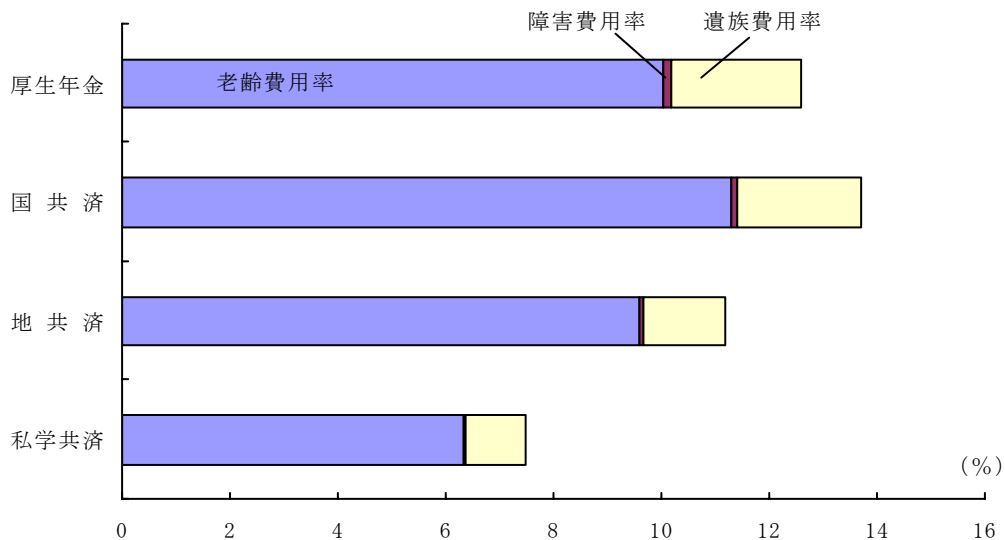
平成15年度の年金種別費用率をみると（図表2-4-4、2-4-5）、厚生年金の老齢費用率、障害費用率、遺族費用率は、それぞれ10.0%、0.2%、2.4%、国共済は11.3%、0.1%、2.3%、地共済は9.6%、0.1%、1.5%、私学共済は6.3%、0.1%、1.1%となっている。

図表2-4-4 年金種別費用率 —平成15年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	10.0	11.3	9.6	6.3
障害費用率	0.2	0.1	0.1	0.1
遺族費用率	2.4	2.3	1.5	1.1
(参考：総合費用率)	17.3	17.4	14.4	11.3

注 厚生年金の給付費の按分については、基金代行分を含んだベースで推計している。

図表2-4-5 年金種別費用率 —平成15年度—



注 厚生年金の給付費の按分については、基金代行分を含んだベースで推計している。

(3) 総合費用率

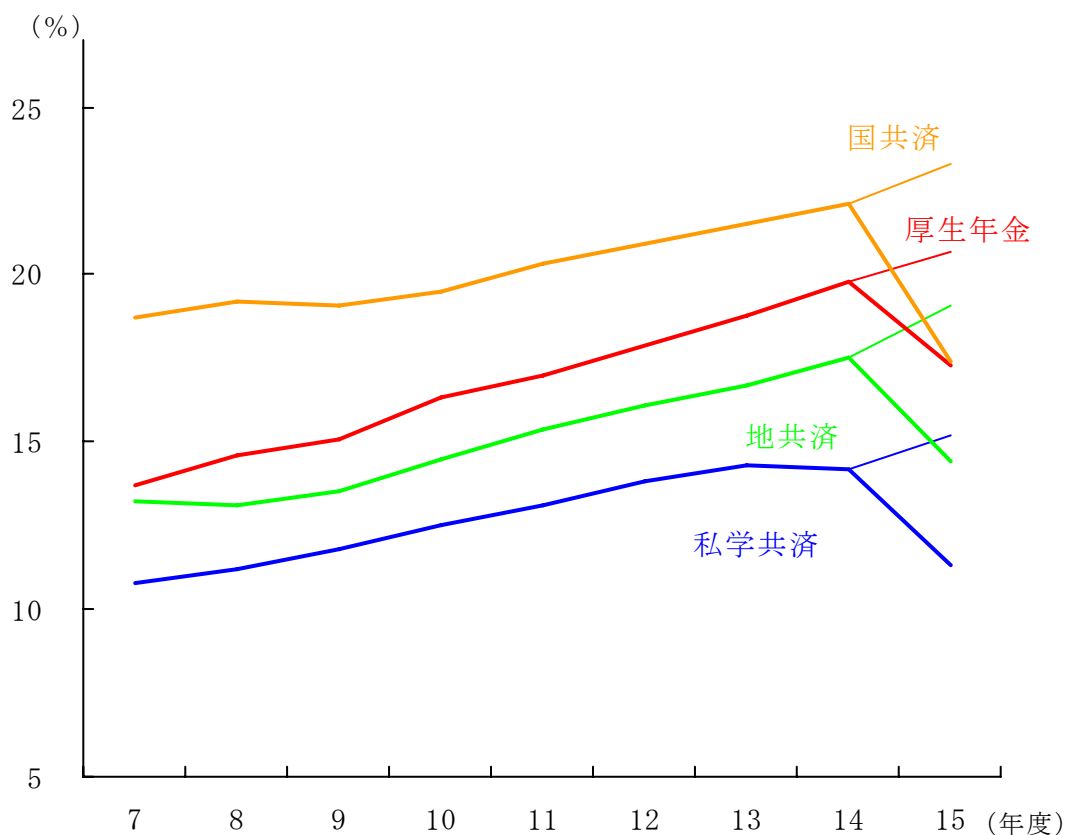
平成15年度の総合費用率は、国共済が最も高く17.4%、次いで厚生年金17.3%、地共済14.4%、私学共済11.3%の順となっている（図表2-4-6、2-4-7）。なお、平成12年改正で、15年度から「報酬」の中に賞与も含まれるようになった。このため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費用率等は、15年度前と以後とは接続しないことに留意する必要がある。

図表2-4-6 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<13.7>	<18.7>	<13.2>	<10.8>
8	<14.6>	<19.2>	<13.1>	<11.2>
9	<15.1>	<19.1>	<13.5>	<11.8>
10	<16.3>	<19.5>	<14.5>	<12.5>
11	<17.0>	<20.3>	<15.4>	<13.1>
12	<17.9>	<20.9>	<16.1>	<13.8>
13	<18.8>	<21.5>	<16.7>	<14.3>
14	<19.8>	<22.1>	<17.5>	<14.2>
15	17.3	17.4	14.4	11.3
	<20.7>	<23.3>	<19.1>	<15.2>
対前年度増減差（ポイント）				
8	<0.9>	<0.5>	<△0.1>	<0.4>
9	<0.5>	<△0.1>	<0.4>	<0.6>
10	<1.2>	<0.4>	<1.0>	<0.7>
11	<0.7>	<0.8>	<0.9>	<0.6>
12	<0.9>	<0.6>	<0.7>	<0.7>
13	<0.9>	<0.6>	<0.6>	<0.5>
14	<1.0>	<0.6>	<0.8>	<△0.1>
15	...	...	...	...
	<0.9>	<1.2>	<1.6>	<1.0>

注 <>は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-7 総合費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。

平成15年度から総報酬制が導入されたが、過去との比較のため標準報酬月額ベースの推移をみると、各制度とも毎年概ね0.5～1.2ポイントずつ上昇している。7年度以降でみて上昇幅が大きかった制度は厚生年金で、7年度の13.7%から15年度の20.7%まで、8年間で7.0ポイントの上昇であった。次いで地共済、国共済、私学共済の順で、それぞれ8年間で5.9、4.6、4.4ポイントの上昇となっている。

総合費用率の上昇は、主に分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担」が増加する一方、分母に来る標準報酬月額総額が減少し、又は増加していても分子ほど増加していないことによる（図表2-4-10）。分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担」の推移をみると、各制度とも増加を続けている。平成15年度の対前年度増減率をみると、厚生年金3.4%増、国共済3.1%増、地共済6.5%増、私学共済8.7%増となっている。これに対し、分母の標準報酬月額総額は、厚生年金1.2%減、国共済2.2%減、地共済2.2%減、私学共済1.4%増である。その結果、平成15年度の総合費用率は、厚生年金は0.9ポイント、国共済は1.2ポイント、地共済は1.6ポイント、私学共済1.0ポイントそれぞれ上昇するところとなった。

（厚生年金相当部分に係る総合費用率）

共済年金には、厚生年金にない「職域部分」があるため、制度間で総合費用率を比較する際には、同じ給付条件にした場合で比較することも必要である。このため、各共済について、職域部分を除いた「厚生年金相当部分」に係る総合費用率をみると（図表 2-4-8、図表 2-4-9）、平成 15 年度では、厚生年金（実績推計）に比べ、国共済は 1.9%、地共済は 4.8%、私学共済は 7.6%それぞれ低くなっている。これは、国共済、地共済については、厚生年金に比べ 1 人当たり標準報酬額が高いことが、私学共済については、厚生年金に比べ年金扶養比率が高い（換言すると、成熟が進んでいない）ことなどが要因であると考えられる。

図表 2-4-8 厚生年金相当部分に係る総合費用率

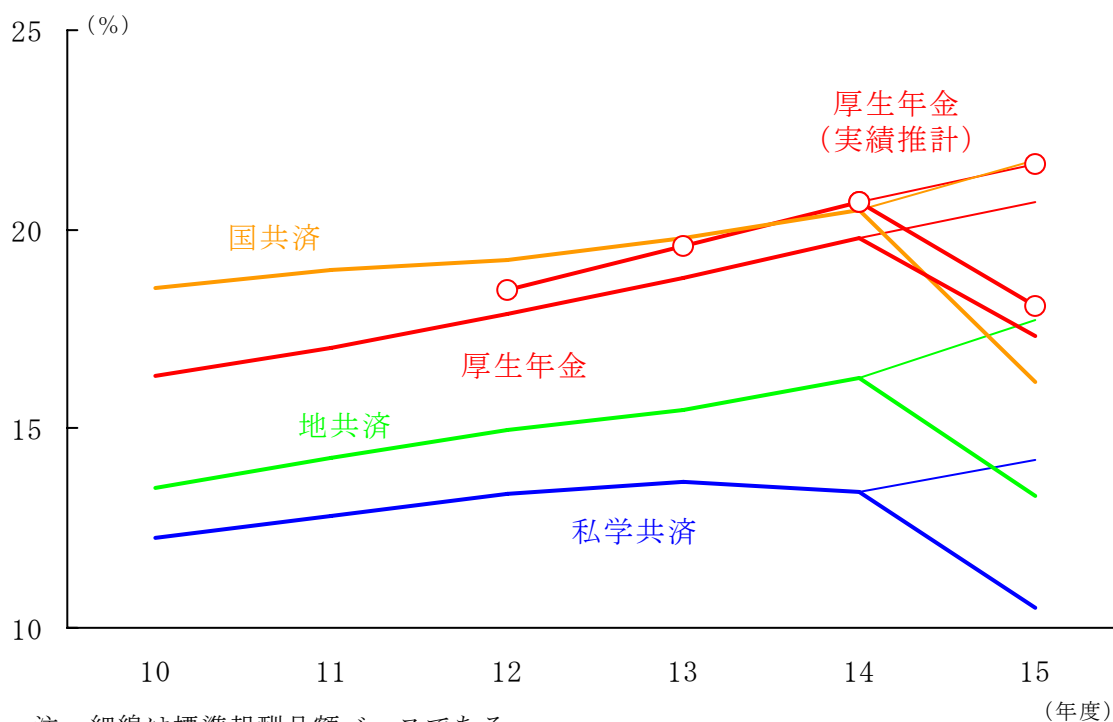
年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金	
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績	実績 推計
平成	%	%	%	%	%
10	<18.5>	<13.5>	<12.3>	<16.3>	
11	<19.0>	<14.2>	<12.8>	<17.0>	
12	<19.2>	<15.0>	<13.4>	<17.9>	<18.5>
13	<19.8>	<15.5>	<13.7>	<18.8>	<19.6>
14	<20.5>	<16.3>	<13.4>	<19.8>	<20.7>
15	16.2	13.3	10.5	17.3	18.1
	<21.7>	<17.7>	<14.2>	<20.7>	<21.7>

注1 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照のこと。

注2 < >は標準報酬月額ベースの値である。

注3 ここでは、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で推計した額を用いて算出している。

図表 2-4-9 厚生年金相当部分に係る総合費用率



図表 2-4-10 総合費用率、独自給付費用率の分子、分母

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	対前年度増減率			
					厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%
A 実質的な支出－国庫・公経済負担（総合費用率の分子）								
7	172,834	9,411	22,208	1,774				
8	186,631	9,848	22,486	1,870	8.0	4.6	1.3	5.4
9	193,579	9,926	23,479	2,012	3.7	0.8	4.4	7.6
10	208,061	10,187	25,640	2,164	7.5	2.6	9.2	7.6
11	211,624	10,739	27,287	2,296	1.7	5.4	6.4	6.1
12	221,574	11,350	28,470	2,454	4.7	5.7	4.3	6.9
13	231,240	11,759	29,479	2,570	4.4	3.6	3.5	4.7
14	244,147	11,960	30,775	2,700	5.6	1.7	4.4	5.1
15	252,364	12,334	32,763	2,936	3.4	3.1	6.5	8.7
B 実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金×2/3（独自給付費用率の分子）								
7	125,253	7,662	17,307	1,232				
8	136,373	8,026	17,334	1,305	8.9	4.7	0.2	5.9
9	142,131	8,027	18,132	1,426	4.2	0.0	4.6	9.3
10	152,632	8,137	19,935	1,542	7.4	1.4	9.9	8.1
11	152,801	8,547	21,191	1,627	0.1	5.0	6.3	5.5
12	160,726	8,994	22,002	1,719	5.2	5.2	3.8	5.7
13	169,208	9,354	22,905	1,812	5.3	4.0	4.1	5.4
14	178,173	9,480	24,037	1,911	5.3	1.4	4.9	5.4
15	183,707	9,736	25,725	2,093	3.1	2.7	7.0	9.5
C 基礎年金拠出金×2/3								
7	46,770	1,749	4,901	542				
8	49,413	1,822	5,152	565	5.7	4.1	5.1	4.2
9	51,449	1,898	5,347	586	4.1	4.2	3.8	3.8
10	55,430	2,050	5,705	623	7.7	8.0	6.7	6.2
11	58,823	2,192	6,096	669	6.1	7.0	6.9	7.5
12	60,848	2,356	6,469	735	3.4	7.5	6.1	9.9
13	62,032	2,405	6,574	758	1.9	2.1	1.6	3.1
14	65,974	2,479	6,738	789	6.4	3.1	2.5	4.2
15	68,657	2,599	7,038	842	4.1	4.8	4.4	6.7
D 標準報酬総額（総合費用率・独自給付費用率の分母）								
7	<1,238,385>	<50,431>	<168,207>	<16,431>				
8	<1,259,298>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>
9	<1,281,286>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1.7>	<1.1>	<1.7>	<1.5>
10	<1,272,631>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<△0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>
11	<1,247,826>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<△1.9>	<0.9>	<0.8>	<1.3>
12	<1,240,660>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<△0.6>	<2.8>	<△0.7>	<1.6>
13	<1,231,930>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<△0.7>	<0.5>	<0.0>	<1.3>
14	<1,233,692>	<54,065>	<175,486>	<19,005>	<0.1>	<△1.0>	<△0.5>	<5.5>
15	1,458,725	71,088	228,236	26,076	...	...	...	...
	<1,219,199>	<52,860>	<171,616>	<19,275>	<△1.2>	<△2.2>	<△2.2>	<1.4>
B/A (%)								
7	72.5	81.4	77.9	69.5				
8	73.1	81.5	77.1	69.8				
9	73.4	80.9	77.2	70.9				
10	73.4	79.9	77.7	71.2				
11	72.2	79.6	77.7	70.9				
12	72.5	79.2	77.3	70.0				
13	73.2	79.5	77.7	70.5				
14	73.0	79.3	78.1	70.8				
15	72.8	78.9	78.5	71.3				

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 地共済の標準報酬総額及び1人当たり標準報酬額は、総報酬ベース若しくは標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

注3 <>は、標準報酬月額ベースの値である。

(4) 独自給付費用率、基礎年金費用率

平成 15 年度の独自給付費用率は、国共済が最も高く 13.7%、次いで厚生年金 12.6%、地共済 11.3%、私学共済 8.0%の順となっている（図表 2-4-11、2-4-12）。基礎年金費用率は、厚生年金が最も高く 4.7%、次いで国共済 3.7%、私学共済 3.2%、地共済 3.1%の順となっている（図表 2-4-13、2-4-14）。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1 人当たり標準報酬額及び第 2 号・第 3 号被保険者の比率が制度間で異なることによる。

総合費用率と同様、過去からの経緯を見るために標準報酬月額ベースで両者の推移をみると、独自給付費用率は毎年概ね 0.2～1.3 ポイントずつ、基礎年金費用率は毎年概ね 0.1～0.3 ポイントずつ、それぞれ上昇している。

これは、総合費用率と同様、分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金×2/3」、「基礎年金拠出金×2/3」が増加する一方、分母の標準報酬月額総額が減少し、又は増加していても分子ほどは増加していないことによる（図表 2-4-6）。

なお、独自給付費用率の方が基礎年金費用率に比べて毎年度の上昇幅が大きい、独自給付費用率の分子である

「実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金×2/3」（図表 2-4-10 B 欄）と、基礎年金費用率の分子である

「基礎年金拠出金×2/3」（図表 2-4-10 C 欄）

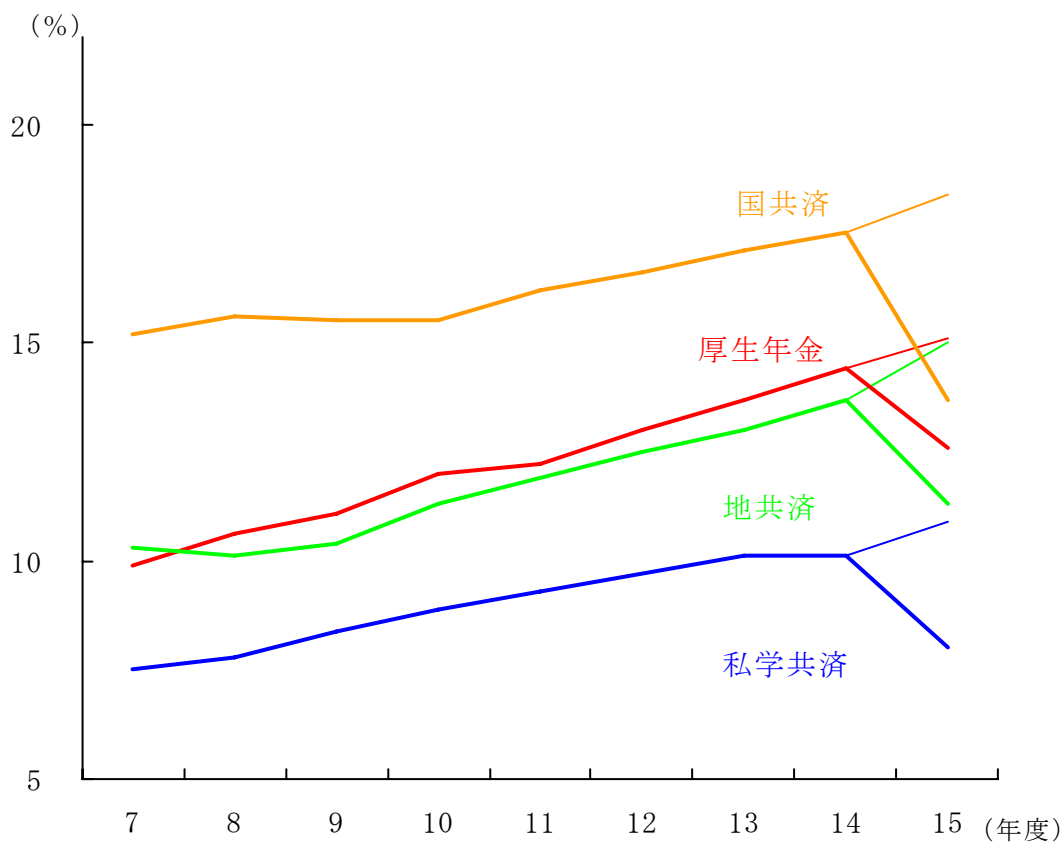
の動きを比べると、両者の間に特に目立った違いはない（図表 2-4-10 の A 欄に占める B 欄の割合はそれほど変化していない）。独自給付費用率の上昇幅が基礎年金費用率の上昇幅に比べて大きいのは、独自給付費用率の水準が高いため、増減差が大きく出るからである。

図表 2-4-11 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<9.9>	<15.2>	<10.3>	<7.5>
8	<10.6>	<15.6>	<10.1>	<7.8>
9	<11.1>	<15.5>	<10.4>	<8.4>
10	<12.0>	<15.5>	<11.3>	<8.9>
11	<12.2>	<16.2>	<11.9>	<9.3>
12	<13.0>	<16.6>	<12.5>	<9.7>
13	<13.7>	<17.1>	<13.0>	<10.1>
14	<14.4>	<17.5>	<13.7>	<10.1>
15	12.6 <15.1>	13.7 <18.4>	11.3 <15.0>	8.0 <10.9>
対前年度増減差 (ポイント)				
8	<0.7>	<0.4>	<△0.2>	<0.3>
9	<0.5>	<△0.1>	<0.3>	<0.6>
10	<0.9>	<0.0>	<0.9>	<0.5>
11	<0.2>	<0.7>	<0.6>	<0.4>
12	<0.8>	<0.4>	<0.6>	<0.4>
13	<0.7>	<0.5>	<0.5>	<0.4>
14	<0.7>	<0.4>	<0.7>	<0.0>
15	… <0.7>	… <0.9>	… <1.3>	… <0.8>

注 く>は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-12 独自給付費用率の推移



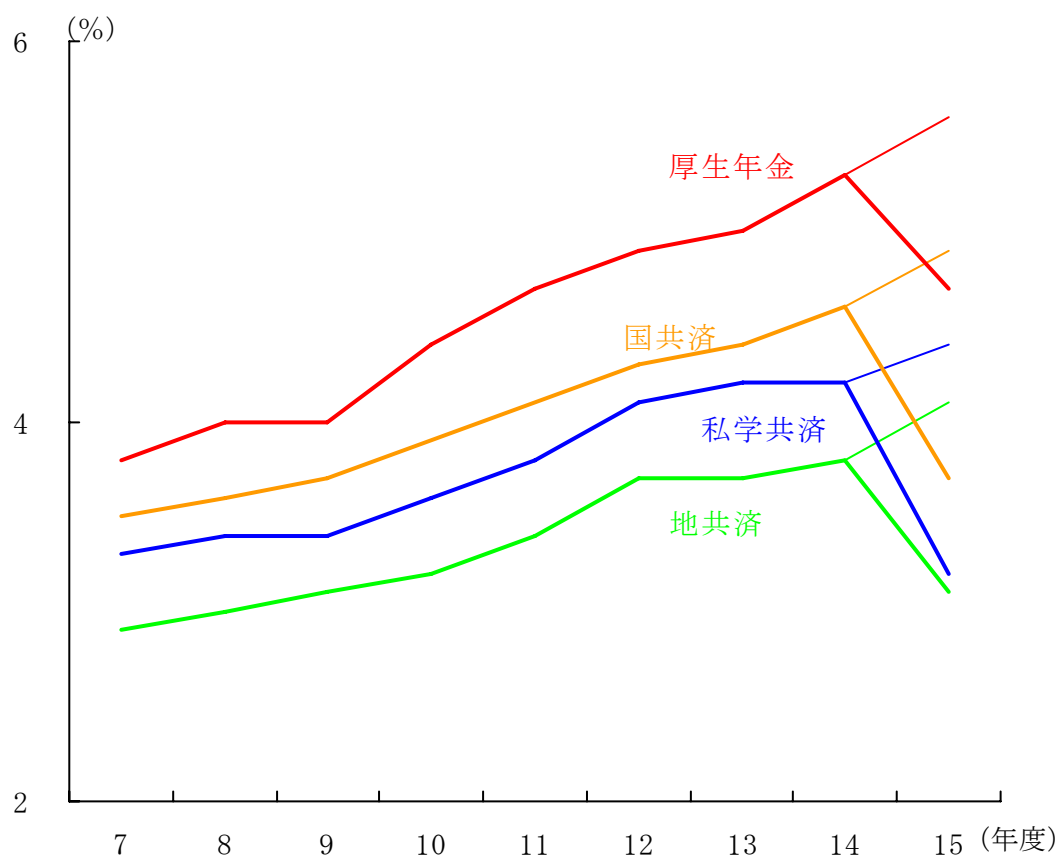
注 細線は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-13 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
8	<4.0>	<3.6>	<3.0>	<3.4>
9	<4.0>	<3.7>	<3.1>	<3.4>
10	<4.4>	<3.9>	<3.2>	<3.6>
11	<4.7>	<4.1>	<3.4>	<3.8>
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
13	<5.0>	<4.4>	<3.7>	<4.2>
14	<5.3>	<4.6>	<3.8>	<4.2>
15	4.7	3.7	3.1	3.2
	<5.6>	<4.9>	<4.1>	<4.4>
対前年度増減差 (ポイント)				
8	<0.2>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
9	<0.0>	<0.1>	<0.1>	<0.0>
10	<0.4>	<0.2>	<0.1>	<0.2>
11	<0.3>	<0.2>	<0.2>	<0.2>
12	<0.2>	<0.2>	<0.3>	<0.3>
13	<0.1>	<0.1>	<0.0>	<0.1>
14	<0.3>	<0.2>	<0.1>	<0.0>
15	...	...	...	...
	<0.3>	<0.3>	<0.3>	<0.2>

注 く>は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-14 基礎年金費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。

(5) 収支比率 ー各制度とも上昇ー

平成15年度の収支比率を簿価ベースで比較すると、厚生年金が最も高く117.2%、次いで国共済98.0%、国民年金（国民年金勘定）97.6%、地共済89.3%、私学共済86.2%の順である（図表2-4-15）。厚生年金については、収支比率が100%を超えている。これは、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分が、保険料収入と運用収入の合計より多く、その他の収入がなければ賄いきれないことを示している。また、時価ベースでみると、運用が好調だったこともあり、各制度いずれも収支比率が100%を下回った。

収支比率の推移をみると、簿価ベースでは各制度とも上昇傾向にある。これは分子の「実質的な支出ー国庫・公経済負担」が増加している一方、分母の「保険料収入＋運用収入」が減少傾向にあることによる（図表2-4-10A欄、2-4-15、2-4-16）。

図表2-4-15 収支比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	69.0	75.1	57.0	55.3	72.5
8	72.4	76.0	57.2	58.4	59.1
9	73.8	75.7	57.7	60.6	71.7
10	80.5	80.8	63.2	64.4	75.6
11	84.9	85.1	64.5	67.3	75.3
12	91.0	89.3	72.6	74.3	80.2
13	97.2	95.2	78.1	79.2	89.2
	[102.4]	[101.4]			[93.6]
14	104.7	97.2	84.3	83.0	96.7
	[119.2]	[100.6]		[108.2]	[108.5]
15	117.2	98.0	89.3	86.2	97.6
	[98.3]	[91.3]	[70.2]	[82.8]	[85.7]
対前年度増減差（ポイント）					
8	3.4	0.9	0.2	3.1	△ 13.4
9	1.4	△ 0.3	0.5	2.2	12.6
10	6.7	5.1	5.5	3.8	3.9
11	4.4	4.3	1.3	2.9	△ 0.3
12	6.1	4.2	8.1	7.0	4.9
13	6.2	5.9	5.5	4.9	9.0
14	7.5	2.0	6.2	3.8	7.5
	[16.8]	[△0.8]			[14.9]
15	12.5	0.8	5.0	3.2	0.9
	[△20.9]	[△9.3]		[△25.4]	[△22.8]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 国共済の時価ベースは、平成10年度82.0、11年度82.0、12年度95.5となっている。

図表 2-4-16 収支比率の分母（保険料収入＋運用収入）の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	億円	億円	億円	億円	億円
7	246,410	12,529	38,980	3,209	21,435
8	255,812	12,959	39,300	3,199	22,505
9	262,469	13,105	40,721	3,323	22,858
10	258,315	12,609	40,570	3,359	23,084
11	249,384	12,623	42,327	3,413	23,261
12	243,579	12,704	39,211	3,304	22,507
13	237,967 [225,901]	12,356 [11,593]	37,729	3,244	21,800 [20,783]
14	233,105 [204,765]	12,299 [11,887]	36,526	3,254 [2,497]	20,855 [18,587]
15	215,310 [256,657]	12,588 [13,513]	36,676 [46,672]	3,406 [3,545]	21,149 [24,108]
対前年度増減率 (%)					
8	3.8	3.4	0.8	△ 0.3	5.0
9	2.6	1.1	3.6	3.8	1.6
10	△ 1.6	△ 3.8	△ 0.4	1.1	1.0
11	△ 3.5	0.1	4.3	1.6	0.8
12	△ 2.3	0.6	△ 7.4	△ 3.2	△ 3.2
13	△ 2.3	△ 2.7	△ 3.8	△ 1.8	△ 3.1
14	△ 2.0 [△9.4]	△ 0.5 [2.5]	△ 3.2	0.3	△ 4.3 [△10.6]
15	△ 7.6 [25.3]	2.4 [13.7]	0.4	4.7 [42.0]	1.4 [29.7]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 私学共済の保険料収入には都道府県補助金を含む。

注3 国共済の時価ベースは、平成10年度12,423億円、
11年度13,104億円、12年度11,884億円となっている。

(6) 積立比率

積立比率を簿価ベースで比較すると、地共済が最も高く 11.4 倍、次いで私学共済 10.7 倍、国共済 7.0 倍、厚生年金 5.5 倍、国民年金（国民年金勘定）4.8 倍の順となっている（図表 2-4-17）。

平成 15 年度は全制度、前年度を下回った。また、このところの推移をみると、いずれの制度も減少傾向を示している。分子の「前年度末積立金」の伸び率が低く推移している（図表 2-1-16）一方、分母の「実質的な支出－国庫・公経済負担」の伸び率が比較的大きい（図表 2-4-10 A 欄）ことから、その比である積立比率は減少している。

図表 2-4-17 積立比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	倍	倍	倍	倍	倍
7	6.3	7.4	12.2	12.9	4.1
8	6.2	7.4	12.8	13.0	5.2
9	6.1	7.6	13.0	12.7	4.8
10	6.0	7.7	12.6	12.4	4.9
11	6.2	7.6	12.4	12.3	5.1
12	6.1	7.3	12.4	11.9	5.2
13	5.9	7.3	12.3	11.7	5.0
14	5.6	7.2	12.0	11.4	4.9
	[5.5]	[7.3]			[4.8]
15	5.5	7.0	11.4	10.7	4.8
	[5.2]	[7.1]	[11.2]	[10.8]	[4.6]
対前年度増減差（ポイント）					
8	△ 0.1	0.0	0.6	0.1	1.1
9	△ 0.1	0.2	0.2	△ 0.3	△ 0.4
10	△ 0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.3	0.1
11	0.2	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.1	0.2
12	△ 0.1	△ 0.3	0.0	△ 0.4	0.1
13	△ 0.2	0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2
14	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.1
15	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.1
	[△0.3]	[△0.2]			[△0.2]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 国共済の時価ベースは、平成11年度7.7、12年度7.5、13年度7.4となっている。

(7) 財政指標でみた各制度の特徴

最後に、年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率が全体としてどうなっているのか、制度相互に「レーダーチャート」で比較をしてみる（図表 2-4-18）。年金扶養比率は、最も成熟が進んだ段階で2になる（2人で1人を支える）として、尺度を定めた。また総合費用率は、最終的には年収の20%になるとして、グラフでは20に対する比の逆数をとった（逆数とするのは成熟が進むに連れ小さくなるようにするためである）。同様の考えで独自給付費用率は14、収支比率は100に対する比の逆数をとった。積立比率については、成熟が進むに連れ小さくなることを考慮して尺度を定めた^注。

注 図が見易くなるようにするための処理を行っている。

結果は図のとおりで、レーダーチャートの形状は、①国共済・地共済、②厚生年金・私学共済に2分される。グループ①の国共済・地共済は年金扶養比率のラインがグループ②に比べて突き出していない（成熟が進んでいる）とともに、積立比率のラインが突き出ている（積立金が相対的に多い）。グループ②の厚生年金・私学共済は、形状は類似しているが、大きさは厚生年金の方が小さく、成熟が進んでいる。

図表 2-4-18 財政指標レーダーチャート

